

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）特別用途地区（岡崎文化芸術・交流拠点地区）の区域内における建築物の制限の緩和に関する条例（平成23年12月21日京都市条例第26号）（都市計画局建築指導部建築指導課）

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）特別用途地区（岡崎文化芸術・交流拠点地区）（以下「岡崎文化芸術・交流拠点地区」といいます。）における文化芸術活動及び交流の拠点としての機能の維持増進を図り、もってにぎわいのある魅力的な市街地の形成に資することを目的として、建築基準法第49条第2項の規定に基づき、岡崎文化芸術・交流拠点地区の区域内における建築物の用途に関する制限の緩和に関して必要な事項を定めることとしました。

岡崎文化芸術・交流拠点地区の区域内においては、建築基準法第48条第6項本文の規定にかかわらず、次に掲げる建築物を建築することができます。

- (1) 劇場，映画館，演芸場又は観覧場
- (2) 自動車車庫（地階の部分とその用途に供するものに限る。）
- (3) 展示場

この条例は、岡崎文化芸術・交流拠点地区に係る都市計画の決定の告示があった日から施行することとしました。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）特別用途地区（岡崎文化芸術・交流拠点地区）の区域内における建築物の制限の緩和に関する条例を公布する。

平成23年12月21日

京都市長 門川大作

京都市条例第26号

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）特別用途地区（岡崎文化芸術・交流拠点地区）の区域内における建築物の制限の緩和に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、建築基準法第49条第2項の規定に基づき、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）特別用途地区（岡崎文化芸術・交流拠点地区）（以下「岡崎文化芸術・交流拠点地区」という。）の区域内における建築物の用途に関する制限の緩和に関し必要な事項を定めることにより、文化芸術活動及び交流の拠点としての機能の維持増進を図り、もってにぎわいのある魅力的な市街地の形成に資することを目的とする。

（適用区域）

第2条 この条例の適用区域は、都市計画法第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく岡崎文化芸術・交流拠点地区に係る都市計画の決定の告示があった区域とする。

（建築物の用途に関する制限の緩和）

第3条 岡崎文化芸術・交流拠点地区の区域内においては、建築基準法第48条第6項本文の規定にかかわらず、次に掲げる建築物を建築することができる。

- (1) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
- (2) 自動車車庫（地階の部分をもその用途に供するものに限る。）
- (3) 展示場

（委任）

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、岡崎文化芸術・交流拠点地区に係る都市計画の決定の告示があった日から施行する。

（都市計画局建築指導部建築指導課）